

令和6年11月19日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。

記

1. 件 名

令和6年度人事・給与情報システムアプリケーション改修等役務（その2）

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和6年12月4日（水）の12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R 制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J－Startup又はJ－Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

3. 応募条件

- (1) 中央省庁等または、防衛省において使用する人事・給与情報システム（以下「人給システム」という。）と同等の人事業務もしくは給与業務が含まれたシステムのシステム運用管理業務を履行した経験を有すること。（過去の実績における、人事業務もしくは給与業務が含まれたシステムのアプリケーション設計開発又は改修業務をPostgreSQLで実行した事が証明できる、契約書類等の写しの提出）
- (2) 人給システムと同様のWeb/APサーバ等の構成（データベースはPostgreSQLを採用）を有し、人給システム27万人分の疑似データを準備した状態での単体テスト・結合テストを実施できる環境が整備されていること。（人給システムと同様の試験環境を有していることを証明できる書類（サーバ構成図、データベースの仕様書等）又は、環境を計画通り構築できる事を証明できる書類を提示）
- (3) 人給システムと同様の環境において、修正した機能及び修正した機能以外の既存機能を組み合わせたアプリケーションが正常に稼働し、また要求事項を満たすことを確認するための技術及び知見を有していること。（人給システムと同様の試験環境において実施した試験の過去実績、又は、具体的な技術及び知見を有している事を証明できる書類を提示）

4. 応募要領

- (1) この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、仕様書2.7b) 1)～4)に定める本役務の実施体制並びに仕様書3.5.1a)～c)までに定める情報保全に係る履行体制に関する資料（詳細は別に示す）を令和6年12月4日（水）の12:00までに提出しなければならない。

- (2) 問い合わせ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111（代）

ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について

防衛省大臣官房会計課契約係 黒田 内線20822（庁舎A棟10階）

Email kurodasho@ext.mod.go.jp

イ 応募条件について

防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線20816（庁舎A棟10階）

Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

7. その他

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。